農家の手帖

台風の季節

▼昔から「二百十日」とか「二百二十日」とかいうのは、農家の「やく日」として恐れられている。水稲早期は、すでに収穫を終ってこの「やく日」を回避しているが、普通栽培の水稲は開花どきにあたるので、被害が一番ひどい。

▼台風によって一番大きい被害を出すのは、最初台風がまだはるか南方洋上にあるとき、日本附近にすでに前線ができて、雨が降りはじめる型。

台風がわが国の南方海上で北上する速度がにぶると、この前線は三日も四日も停滞してわが国に雨を降らせる。そしてその後、台風に伴う直接の豪雨に見舞われ、例年のように大小の被害を起しているわけ。

▼熊本県の常習水害地帯は約三、四〇〇ヘクタール。だが、時によっては昭和二十九年の水稲作付面積約七三、六〇〇ヘクタールのうち、風水害をうけた面積は約六六、九〇〇ヘクタール。昭和三十二年の水稲作付面積七六、〇〇〇ヘクタールのうち六六、六〇〇ヘクタールというように、九〇％前後が風水害にかゝつている。

このように台風が水稲に及ぼす影響は甚大、熊本県として一番警戒を要する台風は「九州縦断」又は「横断台風」である。

例えば、大正四年九月八日の九州縦断台風のため、有明海の高潮で、飽託郡沖新村潮害をはじめ、昭和十九年九月十七日八代郡昭和村潮害、二十五年九月十三日キジア台風、昭和二十九年九月十二日台風十二号、二十六日台風十五号などは何れも九州縦断台風で、県下に大きな被害を与えた。

九州横断台風では、昭和二年九月十三日の台風があり、有明海の高潮で飽託郡、玉名郡に潮害をおこしている。

▼熊本県のように、畑地面積が広く、しかも火山灰地帯では、風害も警戒が必要。

又、地形の複雑な九州山脈地帯は、小地区毎に極端に風当りの強い所とそうでない地区とが混在し、被害の様相程度も区々であるが、一般に沿岸地帯に比べ台風禍の点で閑却されがち、前述の火山褶野地帯と共に機械的風害がひどいので、沿岸地帯に劣らず対策を立てゝいたゞきたい。

（農業改良課）

〃鉢のまゝでは嗜慾をそゝりませんが、小さい草木を植えた見本を出すと、ガゼン人気がわきますよ。〃

と哲男君は商魂の一端をひらめかす。

話は後に戻るが、前記の蛸つぼ楊子立は、去年日本郷土振興会から推奨を受けたそうで、同年三月廿六日付の推奨楯を贈られている。説明書に

蛸壺やはかなき夢を夏の月　芭蕉

・と冒頭しているのでもそのセンスがうかがえるようだ。又天草かつぱ人形縁起には、カッパと天草の関係を縷述した後〃かく観じ来れば我々の島は、古来カッパと密接不離の縁につながっている。天草こそカッパの本場なのだ〃として火野芦平の「昇天記」までひいている。

こうした説明書なども、今の若い世代には大きな吸引力を発揮するもの、特にカッパの吸引力は強いに違いない。小さいことと見過ごせないことである。

将来への期待

広山焼の販路は今のところ熊本市や郡内の土産品が主だが、創業五年にしてはその前途に明るい見通しがもたれる。窯入れは月一回、製作は今のところ哲男氏の独舞台だが、広山氏も追つけ全快するだろうし生産も上つて来よう。

製品はもちろん前記のものに限らず、食器、茶器、酒器、容器、花瓶等々多種多様にわたっているし、デザインも新鮮味に富んでいる。

来年の国体を前に一そうの精進を期待したい。

（広報課）

二学期を迎えて

新学期と・・・子供のしつけ

九月から第二学期がはじまる。学期はじめはまだ残暑がきびしいし夏休みの惰性が残っていてその影響がいろいろな形で心身面に現われてくる時期でもある。

各家庭では子供が通学するようになったからといって気をゆるすことなく特に次のようなことに気をつけよう。

☆生活態度、学習態度、言葉づかい、交友、所持品、健康状態などどうか。親は子供の生活に近いだけになれつこになってしまつてうつかり見すごしやすいが、学期初めなどの生活の転機にその生活上の変化を注意すると改めて考えさせられることが多い。

☆長期休暇のあとに現われる兆候のなかには早く処置することが必要なもの、あるいは伸ばしていきたいよい傾向など、様々なものがあろう。急を要するものとそうでないもの、よい芽生えとそうでないものをよく考えて、学期始めの生活を早く軌道にのせよう。

☆、子供の健康に注意しよう。当面する二学期は心身ともに一年中での充実期である。弱子も強い子もそれぞれの体や年令に応じて健康を増進するように努めねばならない。また生活に規律を与えることも大切だ。

★……★

老母への遺族年金は？

問　私は今年六十九才になる母です。私には三人の男の子がありましたが、長男は徴用工で広島の原爆により爆死、二男は夫の兄夫婦に子がなかったので、昭和十八年相続人として名儀だけ兄夫婦と養子縁組をして入籍しましたが、軍隊の入営まで私と一緒に暮しました。その二男は、昭和二十年二月八日鹿児島沖で戦死、三男は昭和二十五年五月自宅で肺炎により死亡しました。

二男の養父母は昭和二十二年相次いで死亡し、私の夫も昭和二十三年に死亡し、今では全く一人ボッチになり行商をしてほそぼそと暮しています。

徴用で死亡した長男と、養子にやっていた二男に対する二人分の弔慰金は国債を貰いましたが、私のようなものには遺族年金は貰えないものでしょうか。

答　あなたの場合は、まず、徴用中に広島原爆で死亡された御長男に対しては弔慰金が支給されていますから、遺族給与金が支給されることになります。遺族給与金は年額が二五、五〇〇円で、死亡者一名に対して五年限りです。これは今年一月分から支給されます。これを受けることのできる人は、その当時生計が一しよであつた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。たゞ父母については、六十才以上であつて、そのお方を扶養のできる直系血族がないこと、という条件がついています。あなたはこれらの条件にすべてあてはまりますので、御長男の分の遺族給与金が支給されることになるわけです。

次に養子になられた二男については、たとえ養子にゆかれても、名儀だけで、入営まであなたと生計が一緒であつたのですから、遺族年金が支給されることになります。

遺族年金は昭和二十七年四月にさかのぼつて終生支給されます。たゞし、父母の場合は、国籍を失つたり、又は結婚によつて姓をかえた場合は支給されなくなります。遺族年金の額は昭和二十七年度から、年度毎に変つていますが、最近のものであなたの場合を述べますと、昭和三十三年十月から昭和三十五年六月までは、年額四三、一二三円、昭和三十五年七月以後は年額五一、〇〇〇円支給されることになります。これらの請求手続きは、あなたの現住地の市町村役場にお出になると、請求用紙等も用意してありますからなるべく早く手続きをして下さい。

（援護課）

みなさんの質問箱

★

ご質問がありましたら編集部へどうぞ…

身寄りのない老人に保護を

問　私の近くに住んでいる老人Aさん（七十一才）は、一人息子さんを病気で失い、奥さんも五年前に亡くなられました。身寄りもなく、いまゝでは、家財の売り喰いでどうやら生活していましたが、それもつかい果されました。ところが以前より高血圧症だったAさんは、先月末中風でたおれ、私達近所の者がお米や野菜等を持ちよつて、生活を助けたり看護したりしていますが、このような状態は永く続くとも考えられません。なんとか国か県からの援助の手はないものでしょうか。

答　おたずねのAさんの場合、先ず第一に考えられることは、生活保護法による保護です。この生活保護法とは、貧困に苦しむ人達が一日も早くたち上れるように温い援助の手をさしのべることを目的としてあるもので、生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭、の七つの扶助の種類があります。ではその手続きは、……まづ皆さんがAさんの地区担当の民生委員さんにAさんの実情を詳しく話して、生活保護の申請手続きをきいて下さい。民生委員さんが親切に相談にのつてくれます。又このような時間的に余裕がない場合は、市にお住いの場合は、直接市福祉事務所へ、町村にお住いの場合は、町村役場又は、郡福祉事務所へ保護の申請に行つて下さい。申請は、本人か、その方の扶養義務者又は、同居の親族の方がすることになつていますので、Aさんの場合はおひとりですから、Aさん自身が申請者になりますが、中風だそうですから皆さんで代筆してあげて下さい。申請書は、市では市福祉事務所で受付けます。町村では、役場で受付けて、五日以内に郡福祉事務所へ送られます。こうして新しく保護申請書がきましたら、地区担当の社会福祉主事が早速Aさんのお宅に参上して綿密な調査をして、保護適用になるかどうか慎重に審議の上、どの程度の保護をするか、申請された人にその事を通知いたします。

Aさんの場合は「生活費」はもちろん「医療費」も生活保護法で扶助されることになりましょう。Aさんは中風だそうで、身体障害者の等級表の一級又は二級に該当するようですから、介護を要する場合は、別に「身体障害者加算」もされます。それからAさんが、中風も一応治つて、養老院に入りたいと御希望なさる場合は、そのお世話もいたします。

このほかにも今年の十一月一日から国民年金法による「老令福祉年金」も愈々開始されることになつておりますので、今後は益々おとしよりに対する福祉の面も強化されることゝ思います。

（社会課）